

議員定数・報酬問題に結論！

13名に決定！！

平成20年3月定例会にて議員報酬及び議員定数に関する調査研究特別委員会が(13名の議員全員による)発足。議員定数と報酬について10回の委員会を開催し、近隣自治体への視察研修及び各種調査等と議論を重ねてきました。

委員の中から各定数について意見が出され、白熱した議論の後、最終的に議員定数1名減の13名、報酬は現状維持との内容が委員会としてまとまったので、12月定例会で田中和美委員長が報告を行いました。その後、委員長報告に対する賛成、反対の討論が行われました。採決の結果、賛成7、反対5で、委員長報告のとおり議員定数13名と決定しました。

田中委員長の報告の要旨

調査の結果、大木町議会費は、平成21年度13名の全議員の報酬及び手当額の総額が約5400万円、議会費にかかる普通交付税として約4900万円が交付、町の一般会計より約500万円

で構成。福岡県内同規模人口、7町議会議員の報酬は、最高額が芦屋町の月額29万8千円で、平均額が月額24万4千円。大木町議会では月額23万3千円で実質手取り17万100円、政務調査費はなく、議会費用弁償もなく、常任委員会調査研究費が年間2万4千円計上のみ、各種研修費等は自費であり、切り詰められた議会である。このよう

な状況を町民の方々にも十分知っていただくことも重要と考える。

以上のような調査の結果、議員報酬については、現状維持が過半数を占め、**報酬現状維持**との結果となった。

議員定数については、常任委員会のあり方も含め、より多くの討議・討論に時間を費やした。

結論の収束を図るため具体的な定数案を述べる。

① 定数14名案の理由「前回2名減らしたばかり」「財政負担を主張されるが交付金措置もあり定数減による歳費軽減よりも町民の意見が反映されにくくなることを恐れる」「町民の代表として減らすべきではない」などの意見。

② 定数13名案の理由「現状13名で運営しているが、現在の人数より減らしすぎた場合、色々な面からの意見が反映されず、偏った内容の話し合いになる」「近隣自治体の状況をみても妥当」「議会制民主主義の堅持のために大幅な削減はすべきでない」「住民の代表機関としての議会の役割と責任は格段に重

い中、定数を減らしすぎた場合、半数前後の入れ替わりが発生した時、議会として行政監視や的確な判断が発揮し得ない恐れがある」などの意見。

③ 定数12名案の理由「行政改革が進む中、議会が模範を示すべき」「町民の声、財政規模、国全体の流れ等を考慮し率先して改革の姿勢を示すべき」「人口比率定数財源の削減、常任委員会改革、町民の声を反映して定数12名とすべき」などの意見。

④ 定数11名案の理由「常任委員会を2委員会とし、2委員会で成立する最少人数ラインが11名」との意見。
意見調整を図るものの統一的意見は見出せず、全委員による採決にて投票することと決した。

採決の結果、議員定数については14名に1票、13名に7票、12名に5票で定数は13名が過半数を占め、特別委員会としての大木町議会議員定数は**13名**との結果となった。

議員定数13名と結果が出た以上、常任委員会のあり方等条例改正の必要のある重要な課題も残るものである。